

令和8年度西部海区管内のさけ漁業規制海区漁業調整委員会指示



※西部管内

一 河口付近における操業の制限

- 1 野辺地川 (10/1～12/31)
固定式さし網、はえなわ、さお釣り、手釣り
- 2 中村川、赤石川、追良瀬川、笹内川 (9/20～12/20)
小型定置 (中村川のハタハタ対象を除く)、底建網、固定式さし網、はえなわ
さお釣り、手釣り

二 沿岸域における操業の制限

- 1 津軽海峡 (10/1～12/31)
海岸線から250メートル以内 固定式さし網、はえなわ
海岸線から200メートル以内 小型定置 (イワシ、アジ、イカ対象を除く)
- 2 日本海 (9/20～12/20)
海岸線から250メートル以内 底建網、固定式さし網、はえなわ
海岸線から200メートル以内 小型定置 (ハタハタ対象及び深浦通称鰯の潤を除く)

三 サケ採捕の制限

- 1 陸奥湾 (11/15～11/18及び12/12～12/14)
小型定置、固定式さし網、はえなわ
- 2 津軽海峡 (10/10～10/14及び11/5～11/8)
小型定置 (イワシ、アジ、イカ対象を除く)、固定式さし網、はえなわ
- 3 日本海 (10/10～10/18のうち指定する5日間及び11/5～11/14のうち指定する1日間)
定置、小型定置、底建網、固定式さし網、はえなわ